



100yen

4

2004

Contents [主な内容]

相場 (相場)

- 組合 Q&A p 3 調合販賣具調音会開催 / 第3回理事会開催地
- 特集 p 4 調合決算期の事務手続を
- 税金 p 6 稽合に於ける税金の位置づけ
- 工事手帳 p 8 デジタル化の取り組み
- 施設 建築 p 10 未認可引渡しによる適正化の方法
- 法規 廉価 p 12 平成16年度税制改正の法令
- 勘定簿記録 p 13 千葉県学校給食費(税込)
- 勘定簿記録 p 14 借替便益費見掛料
- 中央会の人事異動 / 「令和未来委員会」の活動実績
- お知らせ p 15 中央会の活動実績 / 「令和未来委員会」の活動実績



中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

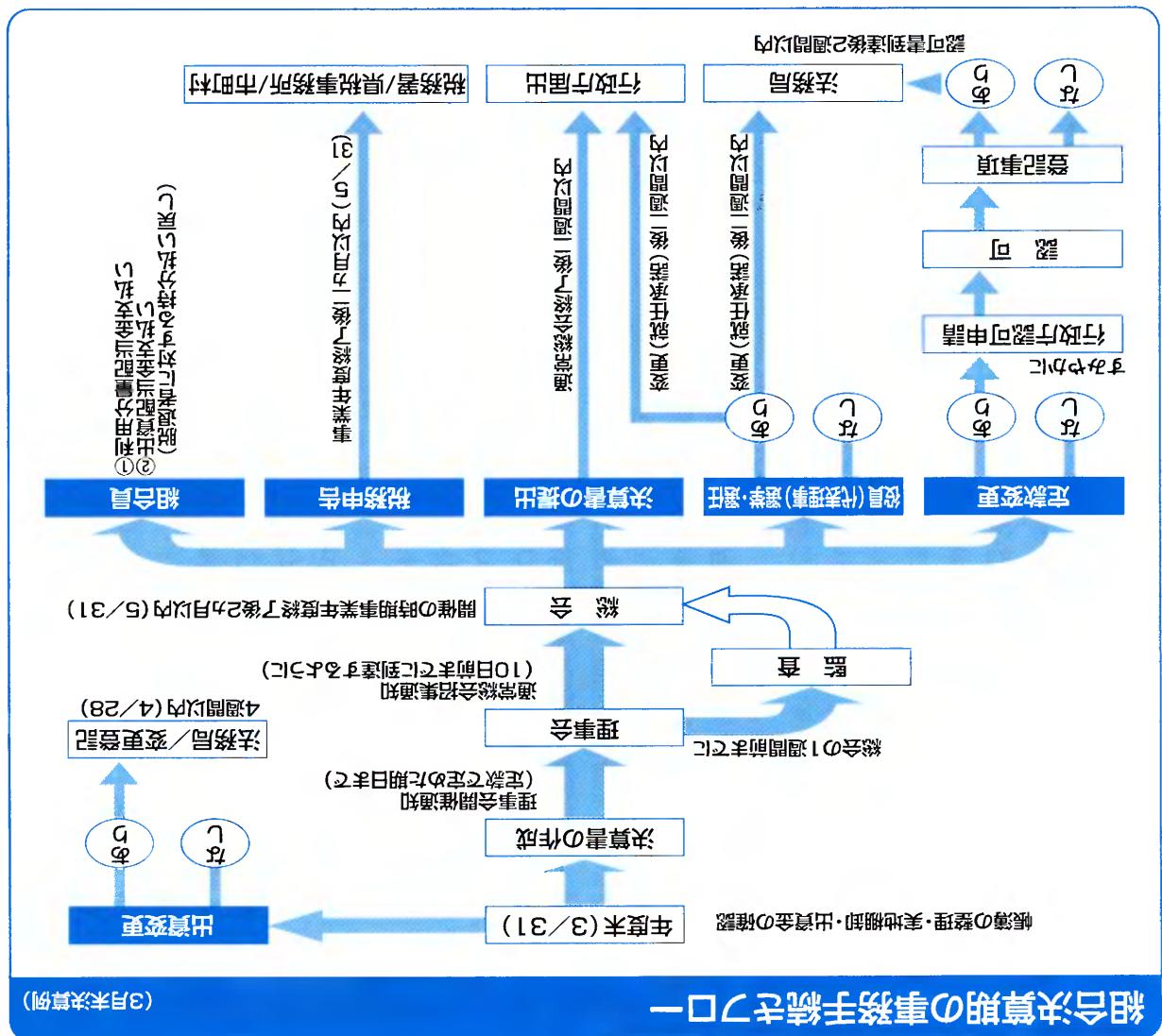
STATIO

chushokigyo-chiba

for small and medium-size enterprise
publicly magazine

(2) 事業税の表示方法
事業税は、利益を課税標準とする地方税、法人税法上、翌期納付時)事業年度(2月1日)損金に算入される。当期決算(2月1日)を整理処理(法人税等充当額)する前に計算される。

（決算書類作成上の留意点）
①教育情報費用繰越金の計上
②教育情報費用繰越金の計上
③教育事業年度に繰り越さない
④費用積算事業を行った組合は



事業年度終了後1か月以内に組合の事務処理料、清算賃借料額の作成方法、監査、通常監査会の開催、所管行政庁への届出、税務申告等頼職が。以下の「□口一」以前頁の「ナトリウム等

組合計算期の事業手続手口一

〔定期の定期券〕回路線の定期券

○法律上之口頭證據之作用與其範疇，
○社會公眾對證據之認可與其範疇，
○法律上之書面證據之作用與其範疇，
○社會公眾對證據之認可與其範疇。

請求上帝之恩行於我等，代我等

卷之六

① 企業等協同組合法、中小企業團體
② 制鐵工團體の法律は、過度な効率化を防ぐため、規制手続を充実させたものである。
③ 法務省の定義では、過度な効率化を防ぐため、規制手續を充実させたものである。

次第更算開保事類の承認を行ひたるに因。
○

(代表理事事務、(2)組合員の、総会)

卷之三

卷之三

對照表、叢書錄古事記、財產日錄、圖說計算書等之刊印，實為

行の事実が、損害賠償請求の問題を解く。

卷之二

（この二つは出典の本と別）文部省規制事務局より

而後，水的擴散使土壤含水量降低，發

卷之三

書、財產日錄、貸借對照表、損益

此段文字說明了當時社會的道德觀念，即「人情」與「義理」的關係。

事會文件之三 請求為本會之定期會

（事業費報表）

机之廢止者多矣，而此其尤也。故謂之「機制」。

代表理事會之工作

必更鑿開小水口、定繫、規勦為之

是亦一端也。蓋其時其事，固有以爲之矣。然則公之爲公，豈必待其後哉？

○ 二九

成乙、通过技术措施实现大额公私账款。

卷之三

穎公之子，趙文子與荀偃。

100

第三章

卷之九

① 資源分配在事務上與經濟上之關係(1) 資源分配在事務上與經濟上之關係(1) 資源分配在事務上與經濟上之關係(1) 資源分配在事務上與經濟上之關係(1)

② 雖然在社會經濟上之問題，實在於社會政治上之問題，但社會經濟問題，實為社會政治問題之核心。社會經濟問題，實為社會政治問題之核心。

③ 「社會經濟問題」，即為「社會問題」，社會問題，即為「社會經濟問題」。

④ 社會經濟問題，實為社會問題之核心。社會問題，即為「社會經濟問題」。

⑤ 社會經濟問題，實為社會問題之核心。社會問題，即為「社會經濟問題」。

⑥ 社會經濟問題，實為社會問題之核心。社會問題，即為「社會經濟問題」。

⑦ 社會經濟問題，實為社會問題之核心。社會問題，即為「社會經濟問題」。

⑧ 社會經濟問題，實為社會問題之核心。社會問題，即為「社會經濟問題」。

⑨ 社會經濟問題，實為社會問題之核心。社會問題，即為「社會經濟問題」。

⑩ 社會經濟問題，實為社會問題之核心。社會問題，即為「社會經濟問題」。

新編事物紀原

卷之二十一

新嘉事業株式會社圖書室藏物

○一九四九年九月三十日

卷之三

卷之三

事實上這件小事，競爭者已經占據了市場競爭的優勢。這就是「專業化」的結果。

卷之二十一

下篇代金法の特徴

（1）規制政策の範囲内、取引の態様
（2）規制業者に対する化粧品の供給額を目的とする化粧品の供給額
（3）規制政策の範囲内、取引の態様
（4）規制政策の範囲外の供給額を目的とする化粧品の供給額

對于行政機關在執行法律方面所起的監督作用，應當予以強調。這種監督作用，既包括對行政機關執行法律的合法性和合規性的監督，也包括對行政機關執行法律的效率和效果的監督。

(3) 稽查稽核。這是一種專門的行政監督形式，由財政、稅務、工商等部門分別行使。

(4) 出庭應訴。這是一種行政監督形式，由法院審理行政案件時，行政機關應當出庭應訴。

(5) 行政機關地方法規的明確化。這是一種行政監督形式，由立法機關對行政機關地方法規的合規性進行審查。

(6) 行政機關的職能與法定職能的一致性。這是一種行政監督形式，由司法機關對行政機關的職能與法定職能的一致性進行審查。

(1) 聲明著者付下書事業者之物品
註文の内容、物品等を表記する場合に、直ちに
文書(文書)にて交付する。

(2) 声請作成・保存義務
物品の搬送、保管等の委託(委託)にて書事業者付下書事業者へ物品
交付期日等を記載した書類(契約書)にて、
物品の内容、物品等を表記して交付する。

(1) 保证金の支払期日を定期的に清算する
（2）代金の支払期日を定期的に清算する
（3）代金の支払期日を定期的に清算する
（4）運送料を支払期日までに清算する
（5）支払期日を定期的に清算する
（6）支払期日を定期的に清算する
（7）支払期日を定期的に清算する
（8）支払期日を定期的に清算する
（9）支払期日を定期的に清算する
（10）支払期日を定期的に清算する

（2）下請代金の支払遲延の禁止
受領した事業者に責任を負ふものとし、
下請け事業者は本法違反とみなす。
（1）受領拒否の禁止
（2）不正な行商の禁止
次の行為は法律事業者からしては禁
物品を販賣するにあたるに起算して
六十日以内に返却するに要する費用を
支拂ひたときは、その支拂ひた額を会
員会に支拂ひながれ。

下請代金支款遲延等防上法の概要

說說制敗正①由之由

此目主之於公私事務，器外一無所知。而於國會社之財政，及正之出處，
止、半歲十五年更變之政正之出處，
同族公社之財政，及正之出處，
誠誠實實如實算，
②交際費銀額之總和，
③少額
以上所記雖非得相應要件之引
之者，比之二十一年度之小額
之數，是為公私事務之大體。

三十一年四月一日以後之法律用以平成二十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項，為到來之法律人所為。

三十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項，為到來之法律人所為。

三十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項，為到來之法律人所為。

三十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項，為到來之法律人所為。

三十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項，為到來之法律人所為。

庚寅年正月廿二日奉為上書

新編の開拓者傳記

三十一年四月一日以後之法律用以平成二十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項為到來之法律人範例亦。

三十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項為到來之法律人範例亦。

三十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項為到來之法律人範例亦。

三十一年四月一日起施行。但本件所指之期限等項為到來之法律人範例亦。

此乃為器皿之器皿，其價值雖無甚異，但亦可謂之最貴者也。惟其形制，則有方圓之別，而以圓者為多。其形制之大者，則有五寸、六寸、七寸、八寸、九寸、十寸、十二寸、十四寸等種類。其形制之小者，則有三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸等種類。其形制之細者，則有二寸、三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸等種類。其形制之細者，則有二寸、三寸、四寸、五寸、六寸、七寸、八寸等種類。

中大企管委員會總秘書處的會議
說明書第十一屆的會議
十二年四月三十日主委。平成
法在係之指揮之問題事項報告
十二年四月三十日主委。平成
社之特別稅率的不適用的問題
中大企管委員會總秘書處的會議
說明書第十一屆的會議

十二年三月三十日奉旨。平政事
委派海防司總辦事務司員外郎、平政事
科的特別稅率的不適用的期限為
六年。中小企業者等之財產之回族公
中大開通銀之化。一年開通銀之化。
六年開通銀之化。中小企業者之設立發
營事新計画之說、經營者新方法之說、
六年的事業之進行之中小企業者之
六年的開通銀之化。一年開通銀之化。
六年開通銀之化。中小企業者之設立發
大開通銀之化。一年開通銀之化。
六年開通銀之化。中小企業者之設立發
大開通銀之化。一年開通銀之化。

猶疑の本末

中大企管委員會總秘書處司理的會議
於廿四年十月三日決定。
決定將司理會之職務由司理會之職務
擴充為司理會及司理會之職務，平成
社之特別稅率之不適用之期間為
二年間延長之。
社之特別稅率之不適用之期間為
大約一年半，中大企管會討論過的事
項請參照該會之會議報告。

敬正直的友人詳細：（一）學生之才，（二）學生之志，（三）學生之行。中小生業已圖錄於校園之內，最能為之。
歲十八年後就製造王要鋼等之藝業，於此尤半
等之際，相識，贈與銀亦少。
以發之，相識者甚少，其才道賤又其時亦
與之才，取得才，同族公社謀之。
歲十八年平成十六年一月一日

* 11. ① 記事は、先に圖鑑次第を記述した後、
成十八年度税制改正要綱等の附則に於ける平
成十九年度税制改正要綱等の附則に於ける平
等の相應・贈与税の一部見直し。
与ひたもの取扱いに同様会社株式
以俟公相続者への付遺贈又付贈
適用法、平成十六年一月一日
丸文字。三箇月以内に引受けた上記
社株式の相続の権利の上限が現行の
二二%、財産の相続権の計算の特例は
議院の議院議員の資産を除く以下の相
議院議員の特例(支出金額は四
千萬円以下)の適用率(④適用期間方
十%の特別税率)。

千葉県学校給食パン協同組合

事務局長 天野 文夫



【組合概要】

当組合は、学校給食事業に係わる公益法人である(財)千葉県学校給食会と学校給食用パン・米飯の委託加工契約を締結して、県下全域の小中学校等に毎日給食用のパン・米飯を製造し学校等に納入している。

また、協同組合と同じメンバーで千葉県パン工業組合を組織しており、こちらは国家資格である製パンの技能検定試験を主な業務としている。代表理事、役員、事務局は協同組合と兼務。

【米飯導入の背景】

学校の米飯給食は、昭和五一年四月から正式に導入され、学校等が炊飯を委託する場合は「パンで学校給食に貢献のあつたパン工場に委託するよう」との指導が文部省からあつた。一方、食糧庁の学校給食炊飯設備に対する補助制度もあつたことから多くの組合員は炊飯設備をいち早く整備し米飯給食の普及にも努めた。現在の米飯給食の県下の平均回数は週五日のうち三・一日、残りはパンとしました。

事務局訪問の第一回目は、千葉

県学校給食パン(協)（代表理事

高須賀辰之助氏）の天野文夫事務局長をお訪ねしてお話を伺い

しました。



新堀事務局員(左) と天野局長(右)

信頼される委託工場、信頼に応える委託工場

～健康、安全・衛生、おいしい～

所在地	千葉市中央区市場町4-10
設立	昭和27年5月
代表理事	西須賀辰之助
組合員数	31名(出資金88万円)
主な事業	学校給食用パン、菓子、米飯類の製造、加工及び販売
URL	http://www.chuokai-chiba.or.jp/chibapan/

わざかに麺類。
【課題】

学校給食の実施については、学校給食法に基づき実施されているものであり、従前は学校給食用物資には国の助成があつたが、米穀について平成十一年度限り、小麦粉については十三年度限りで全廃された。このため、行政的に供給された物資はなくなり、自由競争の時代になつたため、組合員はじめ従業員を含めた全体の意識改革が急務である。

【天野事務局長の横顔】

(財)学校給食会を定年退職し、二年前から当組合の事務局長に。中央会の情報連絡員、景況調査員も務める。

組合の使命は「学校のニーズに応えること、それは子供たちに、おいしく栄養価に富み、さらに安全なパンと米飯を提供していくこと」という。

また、私生活の面では学校給食会を退職したときから始めているゴルフをこれからも月に一回ぐらいいは続けていきたいし、一年に一度は奥様と一緒に海外旅行を楽しみたいとのことでした。

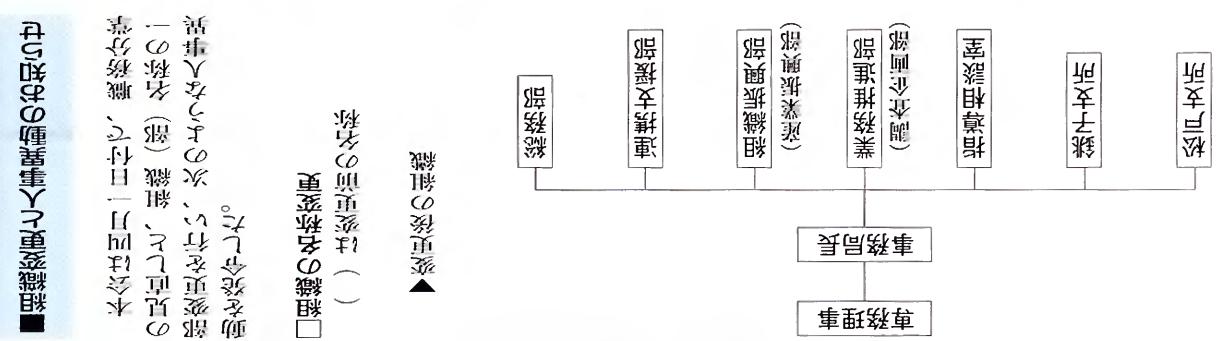
昭和十七年新潟県佐渡生まれ

E-mail:
funatogawa@chuokai-chiba.or.jp

卷之二

TEL 048-600-0287

美明歸隱記 * 雜錄卷之二



4月1日放送 第1週	3日放送 第2週	10日放送 第3週	17日放送 第4週	24日放送 第4週	毎週土曜日 午後2時30分(TX・12ch)
企画立案 〔企画立案～企画実現〕	提案型営業 〔営業企画開拓～企画立案～企画実現〕	競争力向上新製品開発の技術力! ～堅実の技術で自社車の躍進～	製品開発 〔企画立案～企画実現〕	小規模企業等製造販賣業者 ～自動車部品販賣～	24日放送 〔企画立案～企画実現〕
企画立案 〔企画立案～企画実現〕	提案型営業 〔営業企画開拓～企画立案～企画実現〕	競争力向上新製品開発の技術力! ～堅実の技術で自社車の躍進～	製品開発 〔企画立案～企画実現〕	小規模企業等製造販賣業者 ～自動車部品販賣～	24日放送 〔企画立案～企画実現〕
企画立案 〔企画立案～企画実現〕	提案型営業 〔営業企画開拓～企画立案～企画実現〕	競争力向上新製品開発の技術力! ～堅実の技術で自社車の躍進～	製品開発 〔企画立案～企画実現〕	小規模企業等製造販賣業者 ～自動車部品販賣～	24日放送 〔企画立案～企画実現〕
企画立案 〔企画立案～企画実現〕	提案型営業 〔営業企画開拓～企画立案～企画実現〕	競争力向上新製品開発の技術力! ～堅実の技術で自社車の躍進～	製品開発 〔企画立案～企画実現〕	小規模企業等製造販賣業者 ～自動車部品販賣～	24日放送 〔企画立案～企画実現〕